

令和2年3月13日

お客様各位

株式会社フラム  
代表取締役 渡邊誠二

#### 弊社に対する関東財務局長による行政処分についてのお知らせ

弊社に対する検査結果に基づき、令和2年3月3日、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行なわれておりましたが、弊社は、同年3月12日、関東財務局長より下記の内容の行政処分を受けました。この処分により、多くのお客様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

業務停止命令として、「新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結を令和2年3月12日から同年4月11日まで停止をすること。」とされています。なお、契約期間中のお客様には、引き続き従来通りの業務及びサポートを行わせて頂きます。

弊社といたしましては、具体的な事実関係を開示することこそ改善の第一歩と考え、3月12日付け行政処分の内容及び3月3日付け勧告を下記に整理いたしましたので、合わせてご確認いただければ幸甚に存じます。弊社は、この度の行政処分を厳粛かつ重大に受け止めて深く反省するとともに、今後、問題点を真摯に改善し、経営管理態勢及び内部管理態勢の充実・強化に取り組み、役職員一同が一丸となって法令遵守意識の再徹底を含む再発防止に努めて参る所存でございます。引き続きのご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

#### 記

行政処分の内容（令和2年3月12日付）

（1）業務停止命令

新たな投資顧問契約（契約金額の増額を伴う変更契約を含む。）の締結に係る勧誘・契約締結を令和2年3月12日から同年4月11日まで停止すること。

（2）業務改善命令

- ① 不適切な広告の掲載を直ちに停止すること。
- ② 本件の発生原因を分析し、適切な業務運営態勢及び内部管理態勢の構築を含む再発防止策を策定・実施すること。

- ③ 全ての顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行なうこと。
- ④ 本件法令違反行為の責任の所在を明確にすること。
- ⑤ 上記①から④までについて、具体的な改善策を令和2年4月13日（月）までに書面により報告すること。

以上

株式会社フラムに対する検査結果に基づく勧告について（令和2年3月3日付）

## 1. 勧告の内容

関東財務局長が株式会社フラム（東京都中央区、法人番号 2010001170046、代表取締役渡邊誠二（わたなべ せいじ））を検査した結果、下記のとおり、当該金融商品取引業者に係る問題が認められたので、本日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

## 2. 事実関係

○ 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為等

当社は、広告に関する業務の委託先、当該委託先からの再委託先及び再々委託先（以下、まとめて「本件広告業務委託先」という。）をして、当社の助言実績等に関する記事（以下「当社広告記事」という。）を作成させ、当該記事を多数の投資助言業者等を評価・比較する記事（以下「検証記事」という。）や各投資助言者等に関して寄せられた記事（以下「投稿記事」という。）を掲載している複数のウェブサイト（以下、まとめて「本件ウェブサイト」という。）に掲載される手法（以下「本件広告手法」という。）により、当社の広告を行っている。

今回、当社及び広告に関する業務の委託先に対して検査が実施され、平成31年1月から令和元年8月までの間における本件ウェブサイトにおける当社広告記事の内容等を検証したところ、以下の事実が認められた。

### ① 助言実績に関して著しく事実に相違する表示

当社は、本件広告手法により、本件ウェブサイトにおいて、検証記事として、少なくとも延べ52銘柄に関し、また、投稿記事として、少なくとも延べ13銘柄に関し、実際には投資助言の実績がないにもかかわらず、助言を行った実績がある旨の広告記事を掲載した。

### ② 助言実績に関して著しく人を誤認させるような表示

当社は、本件広告手法により、本件ウェブサイトにおいて、実際には本件広告業務委託先が当社の助言実績を正確に反映することなく作成した当社広告記事を、集客効果を狙って、あたかも第三者によって投稿されたかのような外観を装った記事として掲載した。

なお、当社は、本件広告業務委託先に対して、広告手段・内容等について何ら指定することなく、集客を最優先として広告に関する業務を委託し、また、当該業務委託先に係る契約締結後においても、本件広告業務委託先が作成した広告により、大きな集客効果が得られていることを認識していながら、本件広告業務委託先における広告手段・内容等の確認を行っていなかった。

当社の上記行為は、投資助言・代理業に関する広告において、助言実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示であり、金融商品取引法第 37 条第 2 項に違反する。

<本件に関するお問い合わせ先>  
株式会社フラム カスタマーサポート  
電話 03-3527-9430

(※上記の行政処分及び勧告の内容は原文のままです。)